

公表日：2026年7月31日

	男女間賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	79.9%
正社員	80.1%
パート・有期社員	60.7%

対 象 期 間 ： 令和7事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）

賃 金 ： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正 社 員 ： 出向者を除く。

パート・有期社員 ： パートタイマー、嘱託を含む。

※パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間／日）をもとに
人員数の換算を行っている。